

1-1-3 治水関係法律別対照表

	河 川 法	砂 防 法	海 岸 法	地すべり等 防 止 法	急傾斜地の崩壊 による災害の防止 に関する法律
管理 の 範 囲	一級河川（第4条） 二級河川（第5条） 準用河川（第100条）	砂防指定地（第2条） 準用地域（第3条、第3条の2）	海岸保全区域（第3条） 一般公共海岸区域（第2条第2項）	地すべり防止区域（第3条） （ほた山崩壊防止区域（第4条）	急傾斜地崩壊危険区域（第3条）
管 理 者	一級河川 国土交通大臣（第9条） （指定区間は都道府県知事又は指定都市の長が管理の一部を行うことができる） 二級河川 都道府県知事（第10条） （都道府県知事が指定する区間の管理は、指定都市の長が行うことができる。 北海道の指定河川の管理の一部は国土交通大臣が行うことができる） 準用河川 市町村長（第100条）	都道府県知事（第5条） ただし一部地域については国土交通大臣管理（第6条）	都道府県知事（第5条） ただし一部地域については市町村長、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長（第5条第2～6項）	都道府県知事（第7条） （第41条）	
計 画 基 本	河川整備基本方針（第16条） 河川整備計画（第16条の2）		海岸保全基本方針（第2条の2） 海岸保全基本計画（第2条の3）	地すべり防止 工事基本計画（第9条） 関連事業計画（第24条）	
直 轄 管 理 が 認 め ら れ る 場 合	国土交通大臣の （河川管理区分一覽表参照）	直轄管理（第4条） （1）他府県の利益を保全するため必要なとき （2）利害関係が一府県にとどまらなるとき 直轄工事（第6条） （1）他府県の利益を保全するため必要なとき （2）利害関係が一府県にとどまらなるとき （3）工事至難なとき （4）工費至大なとき	直轄工事（第6条） （1）規模が著しく大であるとき （2）高度の技術を必要とするとき （3）高度の機械力を使用して実施する必要があるとき （4）都府県の区域の境界に係るときであって、その施設が国土の保全上特に重要なものと認められるとき 直轄管理 直轄工事に伴う令第1条の5の管理	直轄工事（第10条） （1）規模が著しく大であるとき （2）高度の技術を必要とするとき （3）高度の機械力を使用して実施する必要があるとき （4）都府県の区域の境界に係るときであって、当該工事が国土保全上特に重要なものと認められるとき 直轄管理 直轄工事に伴う令第2条（大臣）及び令第3条（国）の管理	

	河 川 法	砂 防 法	海 岸 法	地すべり等 防 止 法	急傾斜地の崩壊 による災害の防止 に関する法律
行 政 行 為	行為の制限（禁止）及び許可使用 工作物の新築等の許可（第26条第1項） 土地の掘削等の許可（第27条第1項） 竹木の流送等の禁止、制限又は許可（第28条） 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可（第29条） ダム等の許可 工作物の使用制限（第30条） 河川保全区域の行為の制限（第55条） 河川予定地の行為の制限（第57条） 河川保全立体区域の行為の制限（第58条の4） 河川予定立体区域の行為の制限（第58条の6）	治水上砂防のための一定行為の禁止及び制限（第4条） （一定行為の内容については都道府県規則又は国土交通省令に委任）	海岸保全区域内における土地の掘削等の行為の許可（第8条） 海岸保全区域内における施設の損傷等の行為の禁止（第8条の2） 一般公共海岸区域内における土地の掘削等の行為の許可（第37条の5） 一般公共海岸区域内における施設の損傷等の行為の禁止（第37条の6）	地すべり防止区域内における地下水を増加させる等の行為の許可（第18条） ほた山崩壊防止区域内における立木竹の伐採等の行為の許可（第42条）	急傾斜地崩壊危険区域内における水の放流又は停滯その他水のしん透を助長する行為等の許可（第7条）
特 許	流水の占用の許可（第23条） 土地の占用の許可（第24条） 土石等の採取の許可（第25条）		海岸保全区域の占用の許可（第7条） 海岸保全区域内の土地に係る土石の採取の許可（第8条第1項第1号） 一般公共海岸の占用の許可（第37条の4） 一般公共海岸区域内の土地に係る土石の採取の許可（第37条の5第1項第1号）		

	河 川 法	砂 防 法	海 岸 法	地すべり等 防 止 法	急傾斜地の崩壊 による災害の防 止に関する法律
監 督 処 分	河川管理者 の監督処分 (第75条) 監督処分に 伴う損失の 補償等 (第76条)	許可の取消、 変更等 (第29条) 事実の更生 等 (第30条)	監督処分及 び損失補償 (第12条、12条 の2) 海岸管理者 以外の者の管 理する海岸保 全施設に関す る監督 (第20条、第 21条)	監督処分及 び損失補償 (第21条、第45 条) 都道府県知 事以外の者の 管理する 地すべり防 止施設に関 する監督 (第23条)	監督処分 (第8条) 改善命令 (第10条)
公 用 負 担	洪水時等にお ける緊急措置 (第22条) 許可を受けた 者等からの報 告の徴収及び 立入検査 (第78条) 調査、工事等 のための立入 り等 (第89条) 土地収用法第 3条第2号によ り土地収用の 事業に該当	土地等への立 入権等 (第23条) 土地収用法第 3条第3号によ り土地収用の 事業に該当	土地等の立入 り及び一時使 用並びに損失 補償 (第18条) 土地収用法第 3条第10号の 2により土地 収用の事業に 該当	調査のための 立入り (第6条) 土地の立入等 (第16条、第45 条) 都道府県知事 以外の者の管 理する地すべ り防止施設に 関する監督 (第22条) 土地収用法第 3条第10号の 2により土地 収用の事業に 該当	調査のための 立入り (第5条) 土地の保全等 (第9条) 立入検査 (第11条) 土地の立入り 等 (第17条) 必要な指示 (第20条) 土地収用法第 3条第3号の3 により土地収 用の事業に該 当